

大分市施設維持管理業務委託に係る最低制限価格制度試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札をいう。以下同じ。）により施設維持管理業務委託に係る契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格制度の対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象となる業務は、業務時間及び業務単価を基に予定価格が算定されるもののうち、設計金額が50万円を超える警備業務（機械警備業務を除く。）とする。ただし、市長が最低制限価格制度を採用する必要がないと特に認めるものについては、この限りでない。

(最低制限価格の算定)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合算額に100分の110を乗じて得た額

(当該額が予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の60を乗じて得た額)(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 予定価格の算定の時点において大分県に適用される最低賃金額(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金の額をいう。)に予定価格の算定における直接人件費の積算の基礎とした延べ業務時間数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 諸経費の額(予定価格の算定における直接人件費及び消費税相当額以外の費用の額の合算額をいう。)に100分の50を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、入札において最低制限価格制度を採用するときは、最低制限価格制度を採用する旨を当該入札の公告又は通知により入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 契約担当者は、入札の結果、第3条の最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者については、これを落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で当該最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の非公表)

第6条 最低制限価格は、公表しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年3月26日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則 (平成26年3月5日)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年3月5日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用し、同日前に公告し、又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日）

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。